

公共施設の再構築 素案と案との修正比較表

公共施設の再構築

網掛けは素案に掲載されていない施設

	再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
1 再編施設				
	(仮称)地域 区民ひろば	● 基本構想・基本計画策定に 向けた区民ワークショップ第1分 野の検討内容	○ 既存の「ことぶきの家」「児童館」「集会室」「社会教育会館」 の機能を再編成し、世代を超えた地域の人々のコミュニケー ションの場として整備する。 ○ 小学校区を単位として整備する。 ○ 地域の自主運営に委ねる。 ○ パートナーシップセンターとの機能の整合を図る。	○ 23小学校区に[(仮称)地域区民ひろば]を 設置する。
2 既存施設				
(1) 保健福祉施設				
	保健所・健康 相談所	○ 現在の池袋、長崎の2保健所体制 を、組織の集約化、簡素化を図り1保 健所2保健センターに再編する。	【素案どおり】	○ 東部・西部地域にそれぞれ1か所、学校跡 地等を活用し健康相談所、保健福祉センター の機能をもった施設を整備する。
	保健福祉セン ター	○ 現在、中央・東・西3か所の保健福 祉センターを、区民の利便の点から、 高齢者障害者の在宅福祉サービスや 保健・医療サービスについて、区民が ワンストップで相談を含めサービス を提供できる施設へと再編を検討する。 具体的には、保健所の統合に伴い 設置される保健センターとの機能面 での連携を図りつつ整備する。	【素案どおり】	○ 東部・西部地域にそれぞれ1か所、学校跡 地等を活用し健康相談所、保健福祉センター の機能をもった施設を整備する。
	高齢者福祉セ ンター・ことぶきの 家	○ 高齢者、子ども家庭福祉施策など が地域で総合的かつ一体的に展開 できるよう、地域福祉の拠点施設とし て再編を図る。 (平成15年度以降に策定予定の地域 福祉計画の中でことぶきの家を(仮 称)地域福祉センターとして検討す る。) ○ 運営方法については、地域で支え あう体制づくりの必要性から、区民参 加による自主運営・自主管理を基本 に、併設施設の児童館との組織機能 の統合を検討していく。	○ 年齢の壁をはずして、世代間 の交流ができるようにしてほし い。 ことぶきの家と児童館をいっ しょにしてはどうか。 ● ことぶきの家は介護予防、リ ハビリの拠点であり病弱な老人 と元気な児童がバッチングす るのは問題。子どもが嫌いな高 齢者も多い。単なる合築で交流 ゾーンがあることが望ましい。	○ 高齢者の健康の増進、教養の向上などを目的とした施設に 加え、年齢制限を撤廃し、地域に開かれた世代を超えた交流 のための施設とする。 ○ 在宅サービス機能の配置及び今後のあり方については、保 健福祉施策全体の枠組みの中で検討する。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	知的障害者通所授産施設	○現在区内には、駒込と目白に区立福祉作業所が2か所整備されているが、平成15年度には定員超過が予想されるため、早急な施設整備が必要である。 ○社会福祉法人による施設建設・運営で整備(2か所)	●当初の利用者見込が、授産施設と更生施設で逆転した。	【素案どおり】	○学校跡地の提供、区独自補助などの支援により、社会福祉法人を誘致し、知的障害者通所施設を1か所整備していく。 ○整備する施設の種別(更生施設または授産施設)及び定員数については、平成17年4月の池袋第四保育園跡地の施設開設を待つ判断する。 ○現在の目白・駒込施設の増改築についても検討する。 ○駒込施設地下会議室を利用者用の部屋に用途を変更し対応。
	知的障害者通所更生施設	○現在区内には、駒込と目白に区立生活実習所が2か所整備されているが、平成14年度以降、利用者の増が見込まれることから、早急な施設整備が必要である。 ○駒込生活実習所の分室を整備する。	●利用実態とそぐわないため、分室での利用が困難。	【素案どおり】	
	特別養護老人ホーム	○現在区立4か所、民間2か所の合計6か所整備されている。 今後の高齢者人口の増に伴う需要には、民設民営方式により、350人程度の特別養護老人ホームを区内に整備する。	○建設コスト、ランニングコストの圧縮が重要。 立派な施設でなく、数多く作ってほしい。 地域的偏在なく、孫や子と行き来できる場所に作ってほしい。 ●第2期高齢者支援としまプラン21	【素案どおり】	○平成19年度を目途に、定員100人程度の小規模生活単位型特別養護老人ホームを、学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、社会福祉法人を誘致し、整備していく。 ○平成19年度以降についても、高齢者人口の増加に伴い、さらなる整備の必要が生じることが予想されるが、厚生労働省における小売者介護全体の再構築を待って、社会福祉法人の誘致策を検討していく。 ○既存の区営施設の管理運営のあり方についても、介護報酬内経営の原則を徹底し、将来には民設民営化の可能性を検討することとする。
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	○区内には現在1か所整備されている。 今後の高齢者人口の増に伴う需要には、PFIの活用も含め、民設民営方式を基本に整備を検討する。	●第2期高齢者支援としまプラン21	○今後整備する施設については、民設民営を原則とする。 ○機能的には、有料老人ホームと重なるところがあるため、区内での有料老人ホームの事業動向を注視しつつ、ケアハウスの整備を検討する。 ○高齢者の住まいの選択肢の一つとして、学校跡地等の提供、区独自補助の交付などの支援により、事業者(社会福祉法人、医療法人、民法法人)を誘致し、当面、1か所定員30人程度のケアハウスを整備する。 ○整備にあたっては、特別養護老人ホーム等への併設やPFIの活用も検討する。	○当面、平成19年度を目途に、学校跡地等の提供、区独自補助などの支援により、社会福祉法人を誘致し整備していく特別養護老人ホームに、併設するケアハウス1か所定員30人程度を整備する。

	再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
(2)子ども家庭施設				
	児童館 ○第一次報告「公共施設の再構築(1)」における17館体制を推進する。 ○平成15年度以降に策定予定の地域福祉計画の中で児童館の機能のあり方を検討する。 - そのうち2館については、中高生への対応や地域館のセンター機能をあわせもつ大型児童館を整備することを検討する。 ○大型児童館の検討のなかで、子どもたちが遊びながら自然や文化に興味をもち、学習、体験ができる場(「(仮称)チルドレンズ・ミュージアム」)も合わせて検討する。 ●南池袋・要町第二児童館は13年度廃止予定	○児童館17館構想の全体像が示されていない。 ことぶきの家と児童館を一緒にしたらどうか。	○小学校を中心とする放課後対策事業の展開により小学生対応機能が小学校内に移行することから、地域住民の世代を超えた交流の場に転換する。	○学童クラブを含めた小学生対応機能は、小学校施設の利用を中心とした放課後対策事業へ移行する。 ○乳幼児対応機能は、世代を超えた地域のふれあいの場としての、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。 ○中高生対応機能を受け持つ施設として、別途「(仮称)十代倶楽部」の整備を検討する。
	保育所 ○平成13年度現在、区内認可保育所は34(区立28、私立6)である。待機児の状況は、年度の後半になると100人を超える。また待機児が集中する地域があるなど、需給の不均衡が生じている。 - 施設環境では、園庭がない保育所や園舎の老朽化が進んでいることなどから、建て替えや改築が急務となっている。 - このため、区内保育所の再構築にあたっては、次の考え方により推進していく。 - 区立保育所の民営化の推進 - 老朽化や保育環境の面で課題を抱えている区立保育所の建て替えや改築を契機に、区立保育所の民営化を進める。 - これからの区立保育所の役割 - 区立保育所は、よりきめ細かな保育サービスを提供できるよう、地域の拠点となる「子育てセンター」を目指していく。 - 東京都認証保育所制度の活用	○保育需要に対応した再構築でなければならない。 ○既存の保育園の改修計画を含むべきである。 ●幼保一元化について検討必要	【素案どおり】	○建替え・改修を契機に民営化を推進する。 ○地域の保育需要を勘案しつつ施設整備を図る。 ○認証保育所を認可保育所の補完的役割として誘致する。 ○保育所と幼稚園の連携については、今後のあり方を検討する。

			変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
		特に待機児の集中する地域については、補完的な受け皿として、東京都が制度化した認証保育所制度の活用を図り、全体として保育需要に応えていく。 今後の施設整備のあり方 老朽化による建替や園庭、日照などの保育環境の面で緊急に整備が必要とされる保育所を優先し、地域の保育需要に即した形で再編を図る。			
	子ども家庭支援センター			○子育てに関するあらゆる相談に応じられる体制の構築を図る。	○東西の子ども家庭支援センターを統合し、子育てに関する総合サービスの拠点を交通至便な場所に1か所整備する。 ○親子の居場所機能は、[(仮称)地域区民ひろば]の中へ移行する。

(3)教育施設

社会教育会館・青年館	○生涯学習センターの整備については、「生涯学習推進計画策定委員会」で検討を行う。 ○社会教育会館の再配置については、青年館及び大型児童館の機能を含めて検討する。 ○区民の自主的な活動を中心とした管理運営を促進していくため、NPOの設立など、新たな管理運営主体のあり方についても検討する。	●[(仮称)地域区民ひろば構想]と「大明小学校跡地活用案」の具体化。	○「社会教育会館」の、集会室的な機能及び、陶芸・調理・ダンス・音楽等の特殊な機能のあり方を検討する。 ○生涯学習センターは既存施設の中に機能を設置する。 ○老朽化した施設は廃止も含め今後のあり方を検討する。	○社会教育会館は社会教育施設の機能を考慮しつつ「(仮称)地域区民ひろば」へ再編する。 ○管理運営については将来の地域住民の自主運営を見据えた展開を図るが、当面は公的な支援を行う。 ○老朽化している千早社会教育会館は、西部区民事務所の施設建替時に、新施設に機能の移設を検討する。 ○生涯学習の観点から区の各課事業を効果的に連携させるとともに、大学・企業などとも協働して区民に学習機会を提供する機能を持ち、区民への各種情報提供と区民の自主的学習活動の拠点ともなる「生涯学習センター」を開設する。 ○青年館は、老朽化のため廃止を検討する。
体育館・体育場	○老朽化が著しい豊島体育館、豊島プール、巣鴨体育館等については、新たな施設の建設も踏まえ、スポーツ振興計画とも整合性を図りつつ、再編整備する。 ○民間の持つ専門性や豊富な経験等を活用するため、建設等についてはPFIの導入の可能性を検討する。 ○施設の管理運営は、NPO法人等民間事業者者に委ね、低コストで良質なサービスのシステムの構築を図る。	●「豊島区スポーツ振興計画の中間のまとめ」の策定。	○競技場、プール、健康増進機能等を有する総合体育館を東西・中央に配置する。 ○野外運動場を既存施設の跡地に整備することを検討する。 ○老朽施設は廃止を含め、今後のあり方を検討する。 ○公園の活用を検討する。	○総合体育館機能を持つスポーツ施設を、東部地域と西部地域に整備する。 ○学校跡地に多目的野外スポーツ施設を、整備する。 ○老朽した豊島体育館、巣鴨体育館、豊島プールは廃止し、総合体育場の管理棟は改築する。 ○今後の公園整備にあたって、可能な場所には軽スポーツ、ウォーキングなどのできる空間を整備する。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	図書館	○平均的水準を満たした図書館を地域に数多く配置するばかりでなく、特色を持った独自のサービスを利用者に提供するなど地域図書館の再編・整備を検討する。 また、センター館である新中央図書館と効率的な機能分担を図る。 ○図書館業務の委託について、可能な限り民間事業者の参入を検討する。	●「図書館のあり方及び再構築検討、中間のまとめ」の検討。 ●平成19年の地下鉄13号線の新駅開業。	○IT化並びに、蔵書数の充実を図る方向で、今後の図書館配置について、統廃合を含めたあり方を検討する。	○東池袋四丁目再開発ビルへの中央図書館の移転をもって、現中央図書館施設は廃止する。 ○巣鴨図書館の建替え及び駒込図書館改装の可能性を検討するとともに巣鴨図書館・巣鴨体育館跡地への統合、整備を検討し、老朽施設である駒込図書館の廃止を検討する。 ○千早図書館及び目白図書館の建替えの可能性を検討するとともに西部区民事務所の建替えにあわせて、両図書館の統合、併設を検討し、老朽施設である、千早図書館・目白図書館廃止を検討する。 ○地下鉄新駅が開設される場合には、雑司が谷図書館の一部縮小等を検討する。 ○休止中の南長崎図書貸出コーナーを廃止する。
	郷土資料館	○生涯学習推進計画策定の中で、機能・配置等について検討する。	○移築場所は歴史文化の香る雑司が谷周辺が最適である。 ●芸術文化資料館と一体化した施設について検討する。	【素案どおり】	○郷土資料館の移設については芸術文化資料館のあり方とあわせて検討する。7箇所に分散した収蔵庫を1箇所に集約する場を検討する。
	青少年センター			○青少年の健全育成、移動教室、一般の宿泊所という役割は維持する。民間でも実施できる業務について、公民の役割を考慮し、施設の管理運営方法について検討する。	○施設を民間に貸与する公設民営方式なども含め管理運営体制を検討する。
	幼稚園		●幼保一元化について検討が必要	○教育委員会内に「豊島区立幼稚園検討委員会」を設置し、検討を行っている。区内の幼児教育全般のあり方について、学識経験者及び私立幼稚園の代表等を加えて検討会を設け、16年度中を目途に区立幼稚園の果たすべき役割や幼保一元化などの新たなニーズに対応する公私の役割分担を明確化する。この中で、区立幼稚園の存廃についての考え方をまとめる。	○4歳児学級・5歳児学級の入園者が10名未満となった場合には、当該園の休園、廃園を個別に検討する。
	小学校			○老朽化が著しい小学校から改築あるいは大規模な整備を進める整備計画を策定する。 ○起債により耐震工事を施工した校舎等は原則として起債の償還期間には解体しない。 ○学校の地域利用が求められる中、既存校舎の大規模改修、改築の際には地域が利用しやすい構造に整備する。	○耐震補強工事は平成9年度以降順次実施されている。起債償還の終了する平成21年度以降、計画的に校舎等の改築あるいは大規模な整備を実施する。 ○地域開放施設としての役割は、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。
	竹岡健康学園	○竹岡健康学園検討委員会において、遠隔の立地・全寮制の形態・区の財政負担などについて検討し、一つの学年に在籍する児童が3名未満となる学年が複数存在する状況が2年間連続した場合には、当該年度をもって廃止する。	廃止に反対。	【素案どおり】	【素案どおり】 ただし、他自治体の健康学園施設との共同運営、委託入学などの方策も検討する。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	中学校			○老朽化が著しい中学校から改築あるいは大規模な整備を進める整備計画を策定する。 ○起債により耐震工事を施工した校舎等は原則として起債の償還期間には解体しない。 ○学校の地域利用が求められる中、既存校舎の大規模改修、改築の際には地域が利用しやすい構造に整備する。 ○西巢鴨中学校は、耐震補強工事が未実施であり早急に整備を要する。	○耐震補強工事は平成9年度以降順次実施されている。起債償還の終了する平成22年度以降、計画的に校舎等の改築あるいは大規模な整備を実施する。 ○地域開放施設としての役割は、「(仮称)地域区民ひろば」に再編する。
	(4)公園	○みどりと広場の基本計画の方針に基づき、学校跡地を活用し、近隣公園の不足地域を解消する。 ○近隣公園創出に伴う周辺の小規模公園について、廃止を含め再配置を検討する。	○小規模公園の跡地は売却しない方がよい。 ○小規模公園の廃止・売却に反対。 ○近隣公園整備には民間を含めた施設のあり方を検討すべき。 ○小規模公園を売却する案は撤回すべき。 - 豊島区は公園が少ないのだからたとえ小規模公園でも売却には反対である。 - 大規模公園ができてから小規模公園を売却してほしい。 - 大規模公園は地域偏在がなないように配置してほしい。 - 広場と雑木林だけの子どもたちが自由に遊べるような公園を作してほしい。 - 緑を増やす必要がある。 - 芝生にベンチというものでなく、子どもが遊べて、管理が行き届くよう建物も併設してほしい。	○今後の公園づくりは、小規模な公園数は充足していることから、地域の拠点となる基幹公園の整備に重点を置き「数からまとまりへ」と方向を転換する。	○学校跡地を整備し、西部地域、中央地域に近隣公園を2か所以上設置する。これらの公園整備を進めていくうえでは、軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペースを備える公園を整備する。 ○近隣公園整備にともなう周辺の小規模公園等は近隣公園の整備後、利用状況及び防災機能等を勘案してそのあり方を検討する。
(5)自転車駐車場・保管所					
	自転車駐車場	○区内駅周辺に放置される自転車等が最も多いのは池袋駅周辺であり、巣鴨、大塚駅周辺も自転車駐車場の整備が必要である。	●法定外税検討会議の報告書を受けて、鉄道事業主との費用負担のあり方を見直す。	○鉄道事業者との費用負担のあり方等を踏まえつつ、引き続き自転車駐車場の未整備な駅周辺の整備を行っていく。	○鉄道事業者と費用負担のあり方等を協議し、池袋駅・大塚駅に自転車駐車場等を整備し駅周辺における収容台数の増加を図る。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	自転車保管所	○現在8か所ある保管所のうち、5か所は借地であり、敷地が狭いため今後は学校跡地などを活用して大規模な保管所を整備し、現在の保管所の整理・集約化を図っていく。		○保管所の収容台数の増を図るとともに保管所の集約・再編を行い、効率的な撤去活動、保管を目指す。 ○現放置自転車対策事務所は、施設の老朽化と南池袋公園の改修工事により、将来的に移転を余儀なくされている。保管所の整備にあたっては、事務所と併せての整備も含めて検討する。	○学校跡地等を活用し、大規模な保管所を設置し4か所程度に集約するとともに、1か所については、放置自転車対策事務所を併設する。
(6) その他施設					
	区民事務所	○平成12年度より、12の出張所を廃止し、区民事務所として2か所整備されている。 今後は、区民の利便性を高めるため、ワンストップでサービスが受けられる施設を検討する。(区民事務所、保健センター、保健福祉センターなどとの機能面で統合された施設など)		【素案】に下記の内容を追加する。 ○【(仮称)地域区民ひろば】を所管する。	○西部区民事務所、健康相談所、保健福祉センターをあわせた複合施設に、近隣の老朽化した社会教育会館、図書館の機能を併設した施設の整備を検討する。 ○東部地域も区民事務所、健康相談所、保健福祉センターの複合施設化を図る。 ○東部・西部地域の【(仮称)地域区民ひろば】を所管する。
	庁舎 公会堂等	○現在の本庁舎は、昭和36年に建設され、築40年を経過し、老朽化が激しい。 公会堂も昭和27年に建設され築49年である。今後は区民が利用しやすい場所(交通、他の官公署との関係)という視点で、学校跡地での建設を含め検討する。	○現庁舎跡地を売却する場合は、売却後の使用に十分配慮し、情報公開を。 ○仮庁舎の費用がかさむため、他の場所に移転すべき。 ○現在地を含めて検討すべき。 ○以前の庁舎建設案の検証が必要。	【庁舎】 ○庁舎については、できるだけ早期に建替えに着手する。ただし、厳しい財政状況の中では、自力での建替えは困難であるので、区有地の資産活用等による建設資金調達、候補地に適した建設手法(例:再開発やPFI等)の採用、庁舎の機能と規模の調整等を検討するとともに、候補地に優先度を明示し、総合的な検討の中で再構築を図る。 【公会堂】 ○区内には、公会堂の役割と機能を担える施設、つまり東京芸術劇場やサンシャイン劇場等の施設がある。また近い将来には東池袋四丁目交流施設も開設される。 ○これらの施設に、公会堂の役割と機能を分担させることが可能かどうか検討する。	【庁舎】 ○庁舎は、現庁舎地、時習小学校跡地、日出小学校跡地のいずれかの場所に整備する。 機能・規模及び建設手法は、候補地の特性に応じて選択する。 【公会堂】 ○公会堂は、あり方を含め検討する。
	男女平等推進センター (エボック10)	○公共施設の再構築第一次報告において、借上げ施設は、代替が可能な施設については見直すことになっている。 男女平等推進センターについては、賃料等が区財政の大きな負担となっているため、現行の民間施設から区有施設に移転することを検討する。	○移転に当たっては、機能を後退させないように。 ○設立経緯から見て、他の施設との共用は疑問。	【素案どおり】	○できる限り早期に区有施設に移転する。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	集会施設		地元住民には集会室が必要なので維持してほしい。	○集会施設の適正配置と過剰な施設の削減を図るため、区民集会室を対象に利用状況等を勘案した配置方針を定め、再編する。他の地域開放施設等については、区民集会室を補充する機能として位置付け、あわせて再編の対象とする。 ○区民集会室の年間利用率に着目すると、過去10年間の利用率の推移から少なくとも5割の利用枠が供給過剰の状態であると考えられる。 このため、この5割までの利用率を削減可能部分として捉え、施設の廃止又は集会室機能から他の機能への転換に振り分けることにより、施設の有効活用を図る。施設廃止又は他の機能への転換以外の部分については、これまでと同様に集会室機能として[(仮称)地域区民ひろば]に再編する。→	○集会施設の適正配置を図り、[(仮称)地域区民ひろば]に再編する。 →(配置方針) 利用率が低い区民集会室は、廃止又は他の機能への転換の対象として検討する。親施設が廃止できる場合には、併設の区民集会室は、廃止の対象とする。借上げ区民集会室及び他の施設に併設されていない単独区民集会室は、廃止又は他の機能への転換の対象として検討する。[(仮称)地域区民ひろば]の小学校区単位における集会施設の配置状況及び利用状況等を勘案し、集会室機能を配置する。以上～の配置方針に基づき集会室機能を、[(仮称)地域区民ひろば]へ再編する。
	葬祭施設			○現状維持	○現状維持
	区民保養所			○小・中学校の移動教室及び一般の保養所としての役割は維持する。業務が民間でも実施できる内容であるため、公民の役割を考慮し、施設の管理運営方法について検討する。	○施設を民間に貸与する公設民営方式なども含め管理運営体制を検討する。
	住宅		○区民需要のある住宅施設を素案に盛り込むべき	○住宅については、不特定多数の区民が利用する施設と異なり、地域的な適正配置を図る必要性が低い。原則として施設の再構築は行わず、現在の施設を維持していく。区営住宅の建替えや区有地の有効活用等により新規供給を行う場合には、必要に応じて、他施設との併設や移転・統合等を検討することとする。 ○小規模都営住宅については、平成12年の都区協議会決定に基づき、区移管を進める。	○学校跡地などにスポーツ施設や福祉施設等を整備する場合は、これら施設と併設するかたちで住宅の供給を検討する。 ○区営池袋本町二丁目住宅については、地域の街づくりを推進する観点から、清掃車庫跡地に移転しての建替えを行う。 ○都営巣鴨母子アパートの建替え時移管を推進する

	再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
3 新規施設				
(1)保健福祉施設				
(仮称)地域福祉センター	○高齢者、子ども家庭福祉施策などが地域で総合的かつ一体的に展開できるよう、地域福祉の拠点施設として再編を図る。 (平成15年度以降に策定予定の地域福祉計画の中でことぶきの家を地域福祉センターとして検討する。) ○運営方法については、地域で支えあう体制づくりの必要性から、区民参加による自主運営・自主管理を基本に、併設施設の児童館との組織機能の統合を検討していく。	ことぶきの家・児童館の併設については、実際の交流方法を練った上で建設計画等を立ててほしい。	○[(仮称)地域区民ひろば]構想にスライド	
痴呆性高齢者グループホーム	○現在、区内に施設は整備されていないが、今後、高齢者人口の増加に伴い、区内での施設需要が見込まれるため、民設民営方式を基本に2か所の整備を検討する。	●第二期高齢者支援としまプラン21	○民設民営を原則とする。 ○事業者の整備計画を、区・都または国が支援していく。	○事業者の整備計画に応じて、区は、都または国とともに支援策を検討していく。 ○第2期東京都介護保険事業支援計画の整備率0.18%を目標に、平成19年度までに、区内10ユニット90人分を整備する。
介護療養型医療施設	○医療保険の療養型病床群から介護保険の介護療養型病床群への転換等の状況を踏まえつつ、誘致を検討する。		[素案どおり]	○介護療養型医療施設への転換を基本にして、区内医療機関へ働きかける。
介護老人保健施設	○介護老人保健施設(老健施設)は23区全体では49施設あるものの、区内には1か所もない状況にあり、介護保険制度下におけるこうした施設の整備は緊急の課題となっている。 整備にあたっては、民設民営を基本に区内に整備する。		[素案どおり]	○事業者の整備計画に応じて、第2期東京都介護保険事業支援計画で定める整備率や地域の状況を勘案し、区は、支援策を検討していく。
知的障害者入所更生施設	○知的障害者の家族の高齢化により、親亡き後の入所施設の需要は高まってきており、区内に入所施設の整備が必要となっている。 ○社会福祉法人による、施設建設・運営で整備(1か所)		[素案どおり]	○池袋第四保育園跡地(豊島区池袋四丁目15-10)に整備される入所施設を核として、知的障害者グループホームが増設されるよう、設置運営法人(社会福祉法人、民間法人、NPO法人)の整備計画を支援していく。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	精神障害者社会復帰施設等	○精神障害者のためのグループホーム、地域生活支援センター、クラブハウス等の整備については、必要性、緊急性を十分に勘案しながら、本区に必要な施設の種別及び施設数について民設民営方式を基本とし、整備に向けて検討を図る。		【素案どおり】	○民設民営を原則とし、整備に向けてを検討を図る。
	身体障害者入所療護施設・身体障害者デイサービスセンター	○公共施設の跡地を活用し、特別養護老人ホームを整備する際には、小規模型の入所療護施設を併設する。 ○増加している中途障害者に対応する場として、また、高齢化や障害の重度化で、毎日の通所が困難になったり、作業メニューが適当でなくなっている通所施設利用者の移行先として、デイサービスセンターを整備する。		【素案どおり】	○今後特別養護老人ホームを整備する際には、療護施設及び身体障害者デイサービスセンターの併設を検討する。
(2) 子ども家庭施設					
	母子生活支援施設 (母子寮)	○現在区内には社会福祉法人が経営する施設が1か所ある。DV被害者、子ども虐待などへの対応など、施設入居の潜在需要は相当数に上ることが予想される。 このため、20世帯程度が入居可能な施設の整備(社会福祉法人による建設・運営)を図る。		【素案どおり】	○社会福祉法人による施設(1か所20世帯)の整備を図る。 ○民間母子寮「愛の家」の建替えを支援する。
	全児童クラブ		●豊島区青少年問題協議会より学校施設の活用による放課後対策事業の推進が答申された。	小学校区域内すべての小学生のための放課後の居場所として、[(仮称)地域区民ひろば]のなかに整備する。	条件の整った地域から、全児童を対象とする、小学校内での放課後対策事業の展開を図り、[(仮称)地域区民ひろば]としての一翼を担う。【検討中】
	子育てひろば		●豊島区青少年問題協議会より乳幼児期とその親のための子育て拠点としての居場所を全小学校区に設置することについて答申された。	乳幼児と保護者のための子育て拠点・居場所として、[(仮称)地域区民ひろば]のなかに整備する。	区内23小学校区ごとに展開する、[(仮称)地域区民ひろば]に、乳幼児・保護者のための居場所として整備する。
	(仮称)十代倶楽部		●豊島区青少年問題協議会より中高生の居場所の必要性について答申された。	○中高生の居場所・活動の場を整備する。	○区内2か所(東西)に整備する方向で検討する。
(3) 芸術文化施設					
	芸術文化資料館	○美術施設については、新たな視点で整備を検討する。		○総合的な芸術文化資料館という視点で施設のあり方を検討する。	○郷土資料館の移設の検討とあわせて、今後、施設のあり方を検討する。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	変更要因 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民からの意見(請願・陳情含む) ●その他	再構築の考え方	再構築(案)
	交流施設			○区民の舞台芸術活動を育成するとともに、芸術文化に触れながらコミュニケーションを持てる新たな施設を整備する。	○東池袋四丁目再開発ビルに整備する。
	文化芸術創造センター			○既存の施設を活用した整備を検討する。	○学校跡施設を活用して、演劇の稽古場、音楽の練習場、美術活動のアトリエ、活動団体の事務所としても利用できる「文化芸術創造センター」の開設を検討する。
(4) その他施設					
	パートナーシップセンター		●区民と行政とのパートナーシップ会議よりパートナーシップセンターの設置について提言された。	○既存施設の転用や跡地の活用により整備する。	○当面1か所で試行し、利用状況を検証する。 ○地域区民ひろばとの機能の整合を図る。
	起業支援施設		「教室のSOHOビジネス、ベンチャービジネス向け貸し出し」について請願が出された。	○起業時のアドバイスやコンサルティングによる支援と起業の場の設置を検討する。	○既存の施設の転用または学校跡施設を活用した起業支援施設を検討する。